

# ○彦根市廃棄物減量等推進審議会条例

(平成4年10月1日条例第28号)

改正 平成9年6月27日条例第22号 平成17年3月24日条例第5号  
平成21年3月24日条例第9号

## (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、彦根市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項について審議する。

- (1) ごみの分別収集の実施方法に関すること。
- (2) ごみの減量化および再生利用の推進方策に関すること。
- (3) 散在性ごみ対策および不法投棄の防止に関すること。
- (4) 住民啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 廃棄物処理業者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、市長に資料の提出または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年6月27日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成17年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(彦根市都市計画審議会条例の一部改正)

2 彦根市都市計画審議会条例(昭和44年彦根市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市開発部」を「都市建設部」に改める。

(彦根市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

3 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例(平成4年彦根市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「生活環境部」を「市民環境部」に改める。

付 則(平成21年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。